平成18年6月6日

各　位

会社名　日東工業株式会社
代表者名　取締役社長　加藤時夫
（コード番号 6651　東証･名証第１部）
問合せ先　総務人事部長岡田雅博
（TEL. ０５６１－６４－０１１２）

（訂正）「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成18年5月17日に発表いたしました、「定款の一部変更に関するお知らせ」の内容について、一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正してお知らせいたします。

記

１．訂正内容

条数の整理にともない番号が変更となる、変更案第16条、26条、28条、32条を追加いたしました。

２．訂正後の定款

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
＜新　設＞	(機関) 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
(公告の方法) 第４条　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。
第２章　株　式	第２章　株　式
(株式の総数) 第５条　当会社の発行する株式の総数は、96,203,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	(発行可能株式総数) 第６条　当会社の発行可能株式総数は、96,203,000株とする。 ＜但書を削除＞

＜新　設＞	(株券の発行) 第７条　当会社は株式にかかる株券を発行する。
(自己株式の取得) 第６条　当会社は、商法第 211 条ノ３第１項第２号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	(自己の株式の取得) 第８条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第７条　当会社の１単元の株式の数は、100 株とする。 2.　当会社は、１単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。	(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第９条　当会社の単元株式数は、100 株とする。 2.　当会社は、第７条の規定にかかわらず、単元未満株式に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。
＜新　設＞	(単元未満株式についての権利) 第 10 条　当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)　会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利
(単元未満株式の買増し) 第８条　当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて１単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。	(単元未満株式の買増し) 第 11 条　当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(名義書換代理人) 第９条　当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2.　名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3.　当会社の株主名簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他の株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてこれを取扱わない。	(株主名簿管理人) 第 12 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 2.　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3.　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。
(株式取扱規則) 第 10 条　当会社の株券の種類、株式の名義書換、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他の株式に関する諸手続およびその手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第 13 条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。
(基準日) 第 11 条　当会社は、毎年３月 31 日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2.　本定款に定めのある場合のほか、必要ある場合はあらかじめ公告して、基準日を定めることができる。	＜削　除＞
第３章　株主総会	第３章　株主総会
(株主総会の招集) 第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎営業年度終了後３ケ月以内に、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。	(株主総会の招集) 第 14 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３ケ月以内に、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。
＜新　設＞	(定時株主総会の基準日) 第 15 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月 31 日とする。
(総会の議長) 第 13 条　＜条文省略＞	(総会の議長) 第 16 条　＜現行どおり＞

＜新　設＞	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 17 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
(決議の方法) 第 14 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 2.　商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。	(決議の方法) 第 18 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2.　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
(議決権の代理行使) 第 15 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。 2.　前項の場合において、株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第 19 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人としてその議決権を行使することができる。 2.　前項の場合において、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。
第４章　取締役および取締役会 (取締役の数) 第 16 条　当会社の取締役は、15 名以内とする。	第４章　取締役および取締役会 (取締役の数) 第 20 条　当会社の取締役は、12 名以内とする。
(取締役の選任) 第 17 条　取締役は、株主総会において選任する。 2.　取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3.　取締役の選任は、累積投票によらないものとする。	(取締役の選任) 第 21 条　＜現行どおり＞ 2.　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3.　＜現行どおり＞
(取締役の任期) 第 18 条　取締役の任期は、就任後１年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。	(取締役の任期) 第 22 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(代表取締役) 第 19 条　当会社を代表する取締役は、取締役会の決議をもって定める。	(代表取締役) 第 23 条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役) 第 20 条　当会社は、取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。	(役付取締役) 第 24 条　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
(顧問および相談役) 第 21 条　取締役会の決議により、顧問および相談役を置くことができる。	(顧問および相談役) 第 25 条　取締役会は、その決議によって顧問および相談役を定めることができる。
(取締役会) 第 22 条　＜条文省略＞	(取締役会) 第 26 条　＜現行どおり＞
＜新　設＞	(取締役会の決議の省略) 第 27 条　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査役および監査役会
(監査役の数) 第 23 条　＜条文省略＞	(監査役の数) 第 28 条　＜現行どおり＞
(監査役の選任) 第 24 条　監査役は、株主総会において選任する。 2.　監査役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(監査役の選任) 第 29 条　＜現行どおり＞ 2.　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(監査役の任期) 第 25 条　監査役の任期は、就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2.　補欠のため就任した監査役の任期は、退任者の残任期間とする。	(監査役の任期) 第 30 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2.　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
(常勤監査役) 第 26 条　監査役は、その互選により常勤監査役を定める。	(常勤の監査役) 第 31 条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
(監査役会) 第 27 条　＜条文省略＞	(監査役会) 第 32 条　＜現行どおり＞
第６章　計　算	第６章　計　算
(営業年度) 第 28 条　当会社の営業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。	(事業年度) 第 33 条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。

(利益配当金) 第 29 条　当会社の利益配当金は、毎年３月 31 日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払う。	(剰余金の配当の基準日) 第 34 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。
(中間配当) 第 30 条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月 30 日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当として金銭の分配をすることができる。	(中間配当) 第 35 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。
(配当金等の除斥期間) 第 31 条　利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 2.　未払の利益配当金および中間配当金には、利息を付さないものとする。	(配当金の除斥期間) 第 36 条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 2.　未払の配当金には、利息を付さないものとする。

以上